

中小企業関連税制のポイント

✓ オープンイノベーション促進税制の創設

中小企業による、ベンチャー企業に対する1,000万円以上の出資について、出資の25%を所得から控除。

✓ エンジェル税制の拡充

- ①対象となるベンチャー企業の要件を緩和
(設立 3年未満 → 5年未満)
- ②クラウドファンディング事業者を認定対象に

✓ 少額資産及び交際費課税の特例措置を延長

少額設備について、即時償却を可能に
交際費を全額損金算入可能に

✓ 再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長

登録免許税や不動産取得税を軽減



詳細は裏面をチェック✓

※令和2年度税制改正において措置予定

オープン イノベーション 促進税制

創業10年未満・未上場のベンチャー企業に対する
1,000万円以上の出資について、出資の25%を所得から控除。

中小企業に属さない事業会社やCVC（コーポレートベンチャー
キャピタル）については1億円以上の出資が対象。

お問い合わせ先：経済産業省 産業創造課（03-3501-1560）

エンジェル 税制

エンジェル税制とは？

一定の条件を満たした企業に対して、個人が投資を行った
場合、投資時点と、売却時点で税制上の優遇措置を受
けることができる制度。

○投資時点（AとBのいずれかを選択可能）

A：設立5年未満の企業への投資額－2,000円を、その年の総所得額から控除

B：設立10年未満の企業の投資額全額を、その年の他の株式譲渡益から控除

○売却時点

対象企業の株式売却により生じた損失を、その年の株式譲渡益と通算（相殺）
できるだけでなく、その年に通算しきれなかった損失について、翌年以降3年にわたり、
順次株式譲渡益と通算ができます。

お問い合わせ先：中小企業庁 創業・新事業促進課（03-3501-1767）

少額資産・ 交際費課税 の特例措置

少額資産の特例措置とは？

30万円未満の少額投資について、年間300万円までを
上限に即時償却が可能。

交際費課税の特例措置とは？

交際費を年間800万円まで全額損金算入することが可能。

お問い合わせ先：中小企業庁 財務課（03-3501-5803）

再編・統合等 に係る税負担 の軽減措置

中小企業等経営強化法に基づき、計画の認定を受けた
事業者が、計画に基づいて、事業の再編・統合等を行った
際に掛かる登録免許税や不動産取得税を軽減。

(例)

登録免許税（合併による移転） 0.2%（0.2%減↓）

登録免許税（分割による移転） 0.4%（1.6%減↓）

不動産取得税（土地、住宅） 2.5%（0.5%減↓）

お問い合わせ先：中小企業庁 財務課（03-3501-5803）

お問合せ先

資料に関する問合せ窓口

03-3501-5803

中小企業庁事業環境部財務課

予算・税制に関する資料は、中小企業庁HPにも掲載！

<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/index.html>

